

<p>二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車が含まれていない場合にはリ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えないこと。</p> <p>イ〜チ (略)</p> <p>リ 検査用スキャンツール</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車検査用機械器具の校正)</p> <p>第十二条 指定自動車整備事業者は、<u>第二条第一項第二号(リ)を除く。</u>の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録校正実施機関」という。)が行う校正(以下「登録校正」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 (整)</p> <p>別表第二(検査の基準)(第八条関係)</p>	<p>検査の実施の方法</p> <p>(略)</p> <p>二 装置に関する検査(その1)</p> <p>次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。</p> <table border="1" data-bbox="367 425 550 1064"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(11) 速度表示灯の表示の誤差</td> <td>速度試験機</td> </tr> <tr> <td>(12) 車載式故障診断装置の診断の結果</td> <td>検査用スキャンツール</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>四 装置に関する検査(その3)</p> <p>次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(15) 自動運行装置</p>	(略)	(略)	(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度試験機	(12) 車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール
(略)	(略)						
(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度試験機						
(12) 車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール						

<p>二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。</p> <p>イ〜チ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車検査用機械器具の校正)</p> <p>第十二条 指定自動車整備事業者は、<u>第二条第一項第二号の自動車検査用機械器具について、</u>国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録校正実施機関」という。)が行う校正(以下「登録校正」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 (整)</p> <p>別表第二(検査の基準)(第八条関係)</p>	<p>検査の実施の方法</p> <p>(略)</p> <p>二 装置に関する検査(その1)</p> <p>次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。</p> <table border="1" data-bbox="367 1370 550 2009"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(11) 速度表示灯の表示の誤差</td> <td>速度試験機</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>四 装置に関する検査(その3)</p> <p>次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	(略)	(略)	(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度試験機	(新設)	(新設)
(略)	(略)						
(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度試験機						
(新設)	(新設)						